令和８年１０月２６日

保護者　様

船橋市立飯山満中学校長

今後の臨時休業の基準と対応等について（お知らせ）

日頃から本校の教育活動にご理解ご協力いただきありがとうございます。

先日の臨時休業の対応につきましては多くの方々からお問い合わせやご意見をいただきました。船橋市教育委員会では、今後の警報等発表時の学校対応について、新たな運用を下記のとおり開始することとしました。

令和８年１１月２日（月）から運用を開始いたしますので、今後の対応にご留意くださいますようお願いいたします。

記

1　警報等発表時の学校対応について

(1) 午前６時の時点で気象庁の防災情報で**船橋市**に「レベル３大雨警報以上」「特別警報（暴風、大雪、暴風雪)」、「警報（暴風、大雪、暴風雪)」が発表されている場合、公立小・中学校は臨時休業とします。

(2) 臨時休業の場合、教育委員会から午前６時頃に「ふなばし情報メール」と「船橋市ホームページ」で周知します。状況によっては午前６時頃に周知できない場合がありますので、学校対応表に沿ってご家庭で判断をお願いします。

(3) 学校から、原則、メール配信は行いません。

2　大雨等が予想される前日の対応について

前日の対応については、気象予報などをふまえ、校長会と教育委員会で協議し、臨時休業とする判断を行うことがあります。この場合、ふなばし情報メールと学校から保護者あてにメールを配信します。

3　給食について

(1) 臨時休業になった場合は、給食費の返金はいたしません。
（２０２６年４月より給食費無償化になっている小学校、小学部は該当しません。）

(2) 交通機関の停止などの影響で食材が届かない場合など、臨時休業とならず給食が実施された場合は、献立と内容が変更となることもあります。

4　その他

(1) 地震等発生時の学校対応について、変更ありません。